



はせがわ

つながります。心と、いのちと、人。

第55期定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月23日（水曜日）

開会▶午前10時 受付開始▶午前9時

会場

福岡市博多区下川端町3番2号

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ

議案

第1号議案 取締役6名選任の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

・本定時株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございませんので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

・本定時株主総会における新型コロナウイルス感染症対策に関する詳細は49ページをご確認ください。

創業の精神

一、よろこびのあきない

一、感謝報恩

一、信用本位



MISSION はせがわの使命

「心の平和と生きる力」を自らと人々が実現することを私たちの使命とします。

その実現のために必要なサービスや商品を構想し、提供しつづけ、さらに「新たな心の産業」を創り出します。

VISION 会社のめざす姿

衆知を集め、時代や価値観の変容に沿った、柔軟な企業活動を行ないます。

親しまれ、必要とされ、大切にされる
オンリーワン企業をめざします。

事業の主体である社員の自己実現と、
その家族の幸福（しあわせ）を追求しつづけます。

PRIDE 社員の姿勢

ナゼか ナゼか どうするか

もっとお客さまの立場に立つ
もっと良い方法はないか知恵をしばる
もっと深く読み、先を見とおす
もっと成長し、もっと仕事を楽しむ

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日頃からひとかなならぬご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年より、日本中を混乱と不安に陥れている新型コロナウイルス感染症の脅威は未だ収束の兆しを見せておりませんが、そのような状況の中であっても、多くのお客様に当社をご利用いただいたことは、当社の商いが社会生活にとって、欠かすことのできない存在であることを再認識する出来事でした。当社従業員一人ひとりは、お客様の「大切な方のために出来る限りのことをして差し上げたい」という尊いお気持ちに寄り添い、そのお手伝いをしてまいります。

一方で、宗教用具関連業界を取り巻く市場縮小の流れは、容易に抗うことはできないと認識しております。諸行無常という言葉のとおり、すべての物事は変化を続けており、ご供養の領域につきましても、お客様の価値観や生活様式の変遷によって、確実に変化がもたらされております。その変化を敏感に捉え、より多くのお客様にご支持いただける商品・サービスを開発・提供することが、私どもの重要な経営課題でございます。「お仏壇のはせがわ」の企業認知度を最大限に活用し、新たな提案を行なってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 **新貝 三四郎**



株主の皆様へ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第55期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、本定時株主総会は健康状態に関わらず、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による議決権の行使をお願い申し上げます。

書面によって議決権を行使する場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、
2021年6月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

2021年6月4日

福岡市博多区上川端町12番192号

株式会社はせがわ

代表取締役社長 **新貝 三四郎**

議決権行使について

当日ご出席
される方へ



株主総会当日は議決権行使書用紙をお持ちいただき、会場受付にご提出ください。
また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

書面により
議決権を
行使される方へ



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、
2021年6月22日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

第55期定時株主総会招集ご通知

1. 日時	2021年6月23日（水曜日）午前10時（受付開始 午前9時より）
2. 場所	福岡市博多区下川端町3番2号 ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項	報告事項 1.第55期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2.第55期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件 第2号議案 補欠監査役1名選任の件
4. その他 本招集ご通知 に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（ https://corp.hasegawa.jp/ir/ ）に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。 ① 会社の新株予約権等に関する事項 ② 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要 ③ 会社の支配に関する基本方針 ④ 連結株主資本等変動計算書 ⑤ 連結注記表 ⑥ 株主資本等変動計算書 ⑦ 個別注記表 なお、これらの事項は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
- 節電への協力のため、当日、当社の役員及び係員はクールビズにて対応させていただきますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://corp.hasegawa.jp/ir/>）に掲載させていただきます。

第1号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。
つきましては、取締役会において戦略的かつ機動的に意思決定が行なえるよう取締役1名を減員し、取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名	当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
1	しん がい さん し ろう 新 貝 三四郎	代表取締役社長 再 任	100% (13回/13回)
2	なか たに やす ふみ 中 谷 泰 文	常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長 再 任	100% (16回/16回)
3	えの もと てつ じ 榎 本 哲 治	取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 店舗開発部担当 再 任	100% (16回/16回)
4	はっ た いく ろう 八 田 育 朗	取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当 再 任	100% (13回/13回)
5	さ き まさ やす 茶 木 正 安	社外取締役 再 任 社 外 独 立	100% (16回/16回)
6	もり やま ひろ かず 森 山 弘 和	社外取締役 再 任 社 外 独 立	94% (15回/16回)

再 任 再任取締役候補者 社 外 社外取締役候補者 独 立 東京証券取引所の定めに
基づく独立役員

候補者
番号

1

しん がい さん し ろう
新貝 三四郎

(1963年8月19日生)

再任



所有する当社株式の数

2,000株

略歴、当社における地位及び担当

1986年 4月	当社入社	2013年 6月	同執行役員 マーケティンググループ 東京営業部長
1998年 1月	同東海事業部長	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 墓苑開発部長
2002年 4月	同東京企画総務部長	2017年 4月	同執行役員 マーケティンググループ 提携推進部長
2005年 11月	同物流管理部長	2020年 4月	同執行役員 営業グループ長
2009年 4月	同理事 葬祭事業グループ 開発部長	2020年 6月	同取締役 上席執行役員 営業グループ長
2010年 4月	同理事 営業グループ マーケティング部長	2021年 1月	同代表取締役社長 (現任)
2011年 4月	同理事 マーケティンググループ 東京営業部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

新貝三四郎氏は、当社で営業部門、墓石部門等の幅広い業務を経験しており、特に営業部門において長く、豊富な経験を有しております。その営業部門で培われた経験を活かし今後の当社における企業価値の更なる向上を推進するために適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

2

なか たに やす ふみ
中谷 泰文

(1959年11月16日生)

再任



所有する当社株式の数

4,800株

略歴、当社における地位及び担当

1983年 4月	株式会社富士銀行 (現・株式会社みずほ銀行) 入行	2016年 4月	同取締役 執行役員 マーケティンググループ副グループ長
2012年 11月	当社入社 執行役員 寺社聖石グループ副グループ長	2017年 4月	同取締役 執行役員 営業支援グループ長
2013年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 納骨堂開発部長	2019年 6月	同常務取締役 上席執行役員 営業支援グループ長
2014年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ 副グループ長 兼 屋内墓苑部長	2020年 6月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 店舗開発部担当
2014年 6月	同取締役 執行役員 寺社聖石グループ長	2021年 1月	同常務取締役 上席執行役員 商品グループ長 兼 営業企画グループ長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

中谷泰文氏は、金融面で豊富な経験・実績を有しており、当社では墓石・屋内墓苑部門、営業部門、商品部門及び経営管理部門等、幅広い業務を経験しております。その幅広い経験を活かし担当部門の成長戦略を遂行できる人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

3

えの もと てつ じ
榎本 哲治

(1961年9月26日生)

再任



所有する当社株式の数

3,657株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1984年 4月	当社入社	2014年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ副グループ長 兼 聖石部長
2002年 4月	同東京聖石開発部長	2016年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 聖石部長
2004年 4月	同聖石開発部長	2019年 4月	同執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2007年 6月	同執行役員 聖石本部副本部長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2019年 6月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 営業グループ 兼 提携推進部担当
2008年 7月	同執行役員 副聖石グループ長 兼 聖石開発部長 兼 聖石設計部長	2020年 4月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長
2009年 4月	同執行役員 千葉営業部長 兼 聖石グループ 聖石部長	2021年 1月	同取締役 上席執行役員 寺社聖石グループ長 兼 店舗開発部担当(現任)
2012年 6月	同執行役員 寺社聖石グループ 聖石部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

榎本哲治氏は、当社で長く営業部門、特に墓石事業に携わり豊富な経験・実績を有しております。その営業部門で培われた経験を活かし当社の墓石事業をはじめとする寺社聖石部門の責任者として当社の業績に寄与できる適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

4

はっ た いく ろう
八田 育朗

(1964年11月2日生)

再任



所有する当社株式の数

3,400株

■ 略歴、当社における地位及び担当

1988年 4月	小田急不動産株式会社入社	2017年 4月	同執行役員 営業支援グループ 人事部長
2013年 6月	当社入社	2020年 6月	同取締役 上席執行役員 営業支援グループ長
2013年10月	同営業支援グループ 人事総務部長	2021年 1月	同取締役 上席執行役員 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当(現任)
2014年 2月	同営業支援グループ 人事部長		

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 取締役候補者とした理由

八田育朗氏は、当社で長く人事部門の部長としての豊富な経験を有しております。その豊富な経験を活かした経営戦略の策定・推進の責任者として経営管理体制の構築に適切な人材であると判断したため、引き続き取締役候補者となりました。

候補者
番号

5

さ き まさ やす
茶木 正安

(1946年7月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	株式会社日本不動産銀行 (現・株式会社あおぞら銀行) 入行	2012年 6月	当社社外取締役 (現任)
1992年 6月	同取締役 東京支店長	2014年 6月	株式会社ファルコン・コンサルティング 上席顧問 (現任)
1996年 6月	同常務取締役	2015年 6月	株式会社メッセージ (現・SOMPOケア株式会社) 社外取締役
1998年 6月	同専務取締役	2018年 4月	株式会社CBホールディングス社外取締役 (監査等委員) (現任)
2000年 11月	三洋信販株式会社専務執行役員	2018年 6月	東都水産株式会社社外取締役
2003年 7月	フィッチ・レーティングス・ジャパンCEO		
2006年 6月	株式会社福岡リアルティ代表取締役社長		
2006年 7月	福岡リート投資法人執行役員		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

茶木正安氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は金融面での高い見識を有しており、また国内外のファイナンスにも精通していることから、引き続き当該知見を活かして特に金融面について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

候補者
番号

6

もり やま ひろ かず
森山 弘和

(1950年7月1日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式の数

—

■ 略歴、当社における地位及び担当

1969年 4月	山一證券株式会社入社	2005年 4月	株式会社レコフ常務執行役員
1974年 7月	株式会社山一証券経済研究所出向	2008年 5月	株式会社森山事務所代表取締役社長
1994年 4月	同経営調査部長	2015年 6月	盟和産業株式会社社外監査役（現任）
1998年 2月	株式会社森山弘和事務所代表取締役社長	2016年 6月	当社社外取締役（現任）

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森山弘和氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は経営コンサルティングを通して企業経営における豊かな知識と高い見識を有しており、また企業経営者として豊富な経験を有していることから、引き続き当該知見を活かして特に経営コンサルティングについて専門的な観点から、当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬諮問委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、独立した立場から関与いただく予定です。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2021年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しており、茶木正安氏及び森山弘和氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、当社取締役を含む被保険者が会社の役員としての業務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を2021年7月に締結する予定であります。
5. 茶木正安氏及び森山弘和氏は、社外取締役候補者であります。
6. 茶木正安氏及び森山弘和氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって茶木正安氏が9年、森山弘和氏が5年となります。
7. 当社は、茶木正安氏及び森山弘和氏を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、茶木正安氏及び森山弘和氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に基づき、予め補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふち うえ いわ よし
渕上 岩義 (1958年1月16日生)

■ 略歴、当社における地位

1981年 4月	当社入社	2011年10月	同執行役員 寺社納骨堂工芸部長
1996年 4月	同東京営業部長	2013年10月	同理事 人事総務部総務チーム 監査役付スタッフ
2002年 4月	同執行役員 西日本事業本部長	2016年 4月	同理事 総務部 監査役付スタッフ
2004年 4月	同執行役員 営業統括部長	2018年 7月	同理事 監査室スタッフ
2009年 4月	同理事 監査室長	2019年 7月	同監査室スタッフ（現任）

所有する当社株式の数

6,500株

■ 重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

■ 補欠監査役候補者とした理由

渕上岩義氏は、当社の営業部門、監査室及び監査役補助使用人としての経験を有していることから、それらの経験を当社の監査役監査に活かしていただけるものと判断し、補欠監査役候補者となりました。

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 「所有する当社株式の数」については、2021年3月31日現在の所有株式数を記載しております。
3. 渕上岩義氏が監査役に就任した場合は、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
- ただし、当該契約に基づく限度額は、法令の定める最低責任限度額とします。
4. 当社は、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、当該保険契約により、被保険者が会社の役員としての業務につき行なった行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことによる被保険者が被る損害を填補することとしております。渕上岩義氏が監査役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、当社は会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を2021年7月に締結する予定であります。

以 上

(提供書面)

事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、引き続き厳しい状況が続いており、個人消費については持ち直しの動きが見られるものの、一部に足踏みが見られる等、景気の先行きは依然として不透明な状況にあります。

当社グループはこのような状況のなか、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として、4月7日に7都府県を、また4月16日には全国を対象とした政府からの「緊急事態宣言」発出を受け、4月9日から102店舗と8営業所及び本社等、4月21日からは全事業所の臨時休業を実施いたしました（一部機能を除く）。その後、国内の感染状況の推移を注視しながら、5月12日から一部の事業所において部分的に営業を再開（週4日・時短営業）し、「緊急事態宣言」の解除後は、全日営業へと順次切替えを行ない、5月30日からは全事業所において全日営業を再開いたしました。さらに、6月20日からは時短営業も解除いたしました。

1月7日以降の大都市圏等を対象とした「緊急事態宣言」の再発出に際しては、1月12日から対象地域に所在する営業拠点において逐次時短営業を実施いたしました。2月2日以降の「緊急事態宣言」の漸次解除を受け3月22日からは時短営業を実施した全ての営業拠点において通常営業を再開いたしました。

営業再開や時短営業の解除にあたっては、お客様や従業員の安全に十分配慮しながら予防対策を講じて営業しております。

宗教用具関連業界においては、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も増加傾向にあり、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。加えて、一部市場におけるお客様動線の変化に対して、商圏の考え方やそれに伴う店舗立地政策の見直しが求められております。

このような環境変化に対応するため、営業体制におきましては、地域毎の市場・顧客・競争環境に対し、柔軟かつ機動的にマネジメントを実行できるよう、東日本営業部を2営業部制から4営業部制に再編を行ないました。営業活動を完全に再開した7月からは、TVCMや新聞広告、新聞折込チラシなどの販促活動を展開いたしました。そのうち、新聞折込チラシについては全店共通の紙面・販促内容とは別に、地域特性に合わせた紙面を一部営業店に追加で投入するなど、積極的に集客活動も行ないました。今後も引き続き、地域に合わせた営業戦略をもとにその地域のお客様のニーズに応えられるよう販促・商品の品揃えなどを積極的に行なってまいります。

また一方で、ご遺骨の供養を検討されるお客様に対して、墓石及び屋内墓苑の従来からのラインナップに、近年関心が高まっている多種多様な埋葬ニーズ（樹木葬・永代供養墓・海洋葬など）も加えた遺骨供養に関するトータルソリューションの提案を積極的に展開するため、これまで営業部が担当してきた墓石販売の企画立案機能を独立させ、屋内墓苑部の機能と統合した聖石推進部を新設いたしました。

更に、当社のホームページ上でも事業認知度の向上及び集客を目的に、6月からのお盆ご準備フェアに併せて「樹木葬・永代供養墓」に関する相談ページを開設、11月には「屋内墓苑」を“駅前墓苑”と銘打ってTVCM・新聞折込チラシ・DM・ホームページといった媒体を連動させたプロモーションを実施し、ご遺骨供養に対する多様なニーズへの対応を目指してまいりました。今後もお客様の価値観や生活様式が目まぐるしく変化する環境の中、供養に関連する全ての事業分野において、新しい商品・サービスの開発及びアソートメントの見直しに取り組んでまいります。

また、店舗政策におきましては、百貨店内へ2店舗（6月に東京都豊島区と千葉県船橋市）の新規出店、ショッピングセンター内へ2店舗（5月に埼玉県熊谷市と12月に岐阜県可児郡）の移転を実施いたしました。今後も、お客様が最も利用しやすい立地や店舗形態の検討を行ない、移転や統廃合などを推し進めてまいります。

このように、各事業において施策を推進したものの、臨時休業の影響により、売上高は178億38百万円（前期比0.4%減）となりました。

経費については、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、販売促進を実施できなかったことや従来活動が制限されたことで、販売費及び一般管理費が前期を下回ったことにより、営業利益は10億78百万円（前期は営業損失9億57百万円）、経常利益は10億87百万円（前期は経常損失9億51百万円）となり、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた緊急事態宣言に伴う臨時休業期間中に発生した固定費（人件費2億15百万円、賃借料等設備経費1億円）と基幹システム開発中止による損失（4億5百万円）を特別損失に計上したことと、7月以降に申請した新型コロナウイルス感染症に伴う雇用調整助成金をはじめとした助成金等（2億2百万円）を特別利益に計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は2億15百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失11億14百万円）となりました。

[新型コロナウイルス感染症拡大予防・対策について]

当社グループは、新型コロナウイルス感染症の流行を受け、社内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、2020年4月に基本方針「従業員及びその家族の健康維持・確保を最優先とする」を定め、政府・地方自治体の要請等に鑑み、対応・対策を実施してまいりました。その後、2020年11月には基本方針を「従業員及びその家族の健康を維持・確保しつつ、お客さまへの感染リスクを極小化する」と改定し、全事業所において感染対策を実施しております。

当社グループは、「仏壇仏具・墓石」、「屋内墓苑」及び「飲食・食品・雑貨」を報告セグメントとしております。
 当社グループの報告セグメント別売上高は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前期比較については、前期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

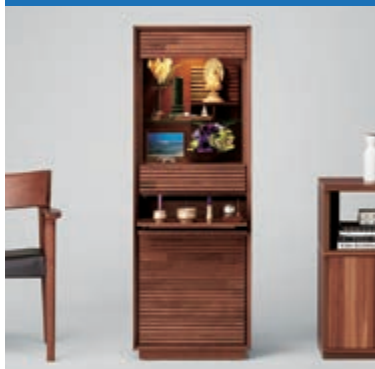
セグメントの 名称	区 分		第54期 (2019年4月～2020年3月)		第55期 (2020年4月～2021年3月)		前期比 増減率
			売上高	構成比	売上高	構成比	
仏壇仏具 ・ 墓 石	東日本		百万円	%	百万円	%	%
		仏壇仏具	9,900	55.3	10,056	56.4	1.6
		墓 石	3,168	17.7	3,361	18.8	6.1
		計	13,069	73.0	13,417	75.2	2.7
	西日本	仏壇仏具	2,876	16.0	2,751	15.4	△4.3
		墓 石	672	3.8	571	3.2	△14.9
		計	3,548	19.8	3,323	18.6	△6.3
	計	仏壇仏具	12,776	71.3	12,808	71.8	0.2
		墓 石	3,840	21.5	3,933	22.0	2.4
		計	16,617	92.8	16,741	93.8	0.7
屋内墓苑			863	4.8	584	3.3	△32.3
飲食・食品・雑貨			43	0.2	69	0.4	59.6
そ の 他			399	2.2	462	2.6	15.8
調 整 額			△5	△0.0	△18	△0.1	-
合 計			17,917	100.0	17,838	100.0	△0.4

メ 毛 欄

[illegible]

【セグメント別の業績】

仏壇仏具

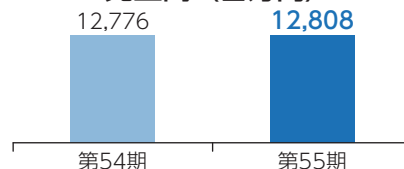


事業内容

関東、東海、九州を中心とした直営店で仏壇仏具の販売を行なう、創業以来の中心事業です。仏教の伝統的な教義・様式に則った品揃えに加え、お客様の生活様式や価値観の変化に伴って、従来の概念にとらわれない商品を企画・開発しております。

現在132店舗を展開しており、主な店舗形態としては、ロードサイド店に加え、商業施設内（ショッピングセンター・百貨店）にも出店を行なっております。

売上高（百万円）



仏壇仏具については、臨時休業の影響により、東日本地区においては、販売基数は減少したものの、販売単価が改善されたことにより売上高は100億56百万円（前期比1.6%増）となった一方で、西日本地区においては、販売基数が減少したことにより売上高は27億51百万円（前期比4.3%減）となりました。

墓石

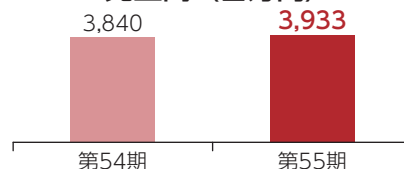


事業内容

店舗展開地域を中心に、500カ所以上の霊園や寺院墓地にお客様をご案内し墓石を販売しております。1997年から本格的に参入した、仏壇仏具事業に次ぐ当社の中心事業です。

墓地選びから墓石の設計・施工・建墓後の法要まで専門スタッフがトータルサポートでお応えいたします。

売上高（百万円）



墓石については、東日本地区においては、販売基数が増加したことにより売上高は33億61百万円（前期比6.1%増）となったものの、西日本地区においては、販売基数が減少したため、売上高は5億71百万円（前期比14.9%減）となりました。

これらの結果、仏壇仏具及び墓石を合わせた全体での売上高は167億41百万円（前期比0.7%増）となりました。感染対策や低接触・非接触型の営業体制を整え、お客様に安心してご来店・ご購入いただけるよう努めてまいります。そのうえで、販売基数については、顧客の変化に対応するために新商品の開発と商品の投入とともに、計画的な商品クリアランスを実施してまいります。販売単価については、購入商品の小型化・簡素化の傾向は今後も一層進行していくことが予想されるため、販売手法改革に加え、現代の住空間や顧客の価値観に適した商品開発を推し進めてまいります。

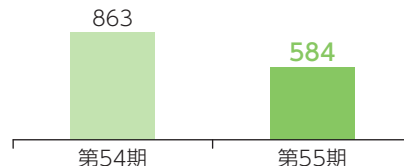
屋内墓苑



事業内容

寺院が所有する屋内墓苑の受託販売を行なっております。
屋内墓苑は、ご遺骨を納めた厨子を自動で呼び出せる搬送式の納骨堂のことで、現代のニーズを満たす「新しいお墓のかたち」として近年注目されています。当社は2009年からその受託販売を開始いたしました。

売上高（百万円）



屋内墓苑については、新型コロナウイルス感染症流行に伴い、来苑客が大幅に減少した結果、売上高は5億84百万円（前期比32.3%減）となりました。今後も墓石販売とともに、ご遺骨を供養するというニーズに応えられるよう事業を展開してまいります。

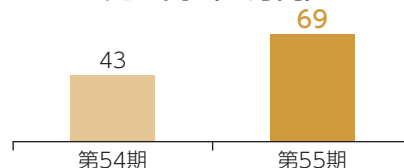
飲食・食品・雑貨



事業内容

日本人の生活にある「祈り・願い・感謝」を「食」の視点からとらえ、「手を合わせる心豊かなライフスタイル」の発信を展開するため、2019年5月に株式会社田ノ実を設立し、同年6月より事業を開始いたしました。「Japanese Food & Culture」を事業テーマに、ランチ&カフェの運営や食品・生活雑貨の販売などを展開しております。

売上高（百万円）



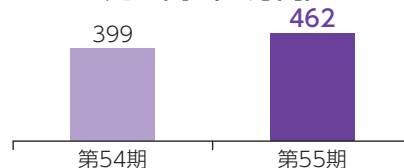
飲食・食品・雑貨については、売上高は69百万円（前期比59.6%増、前期は6月営業開始）となりました。

その他

事業内容

- ・全国の仏壇販売店、提携業者への仏壇仏具の卸売販売
- ・ECサイトでの仏壇仏具の販売
- ・寺院が所有する固定式納骨堂のご紹介
- ・寺院用仏具の販売や本堂の修復
- ・お葬式のご相談・ご紹介 など

売上高（百万円）



その他については、売上高は4億62百万円（前期比15.8%増）となりました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第52期 2018年3月期	第53期 2019年3月期	第54期 2020年3月期	第55期 2021年3月期
売上高 (百万円)	—	—	17,917	17,838
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	—	—	△957	1,078
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	—	—	△951	1,087
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (百万円)	—	—	△1,114	215
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	—	—	△61.47	11.87
総資産 (百万円)	—	—	16,896	17,743
純資産 (百万円)	—	—	8,911	9,217
1株当たり純資産 (円)	—	—	490.73	507.82

(注) 第54期より連結計算書類を作成しておりますので、第53期以前の状況は記載しておりません。

② 当社の財産及び損益の状況

	第52期 2018年3月期	第53期 2019年3月期	第54期 2020年3月期	第55期 2021年3月期
売上高 (百万円)	19,412	19,010	17,879	17,787
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	928	314	△871	1,123
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	931	236	△853	1,140
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	560	134	△1,015	135
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	30.92	7.42	△56.01	7.44
総資産 (百万円)	17,147	15,966	16,956	17,721
純資産 (百万円)	10,367	10,282	8,983	9,209
1株当たり純資産 (円)	567.66	564.64	494.70	507.36

(3) 対処すべき課題

宗教用具関連業界を取り巻く環境は、生活様式や価値観の変化による購入商品の小型化・簡素化、さらにはそれに伴う単価下落の傾向などが継続しております。また、伝統的形式に縛られない「自分らしい」供養のあり方を求める声も増加傾向にあり、多様化するお客様のニーズへの対応が求められております。加えて、一部市場におけるお客様動線の変化に対し、商圈の見直しやそれに伴う店舗政策の見直しが求められております。

このような環境変化に対応するため、地域ごとの市場・顧客・競争環境に対し、柔軟かつ機動的にマネジメントを実行できるよう、当期に東日本営業部を2営業部制から4営業部制に再編を行ないました。当期に一定の成果を得られたため今後も地域に合わせた営業戦略をもとにその地域のお客様のニーズに応えられるよう販促・商品の品揃えなどを積極的に行なってまいります。店舗施策では、お客様が最も利用しやすい立地や店舗形態の検討を行ない、新規出店や移転、統廃合などを推し進めてまいります。お客様のニーズに適合する立地・売場面積・品揃えや運営体制とそれに基づく収益構造において最適な店舗の在り方を仮説・実験・検証してまいります。

墓石販売に関連する動きとしては、都市部への人口集中や高齢化などによりアクセスの良い霊園の需要が高まる一方、都市部を中心に霊園開発に関する規制の強化が進んでいることから、お客様のニーズを満たす霊園が不足しております。こうしたことから、霊園に代わる新たな遺骨収蔵施設として、自動搬送式納骨堂が注目を集めており、首都圏を中心に続々と新規物件が開苑しております。特にここ2～3年その件数はさらに増加傾向にあり、競争環境が激化しつつあります。さらに、埋葬に対する価値観の変化は顕著であり、先祖代々の墓所・墓石を処分しご遺骨を移転させる「墓じまい」、個別にお墓を所有しない合葬墓・樹木葬・海洋葬など、新たな埋葬ニーズやその形態もさらに注目を集めており、選択されるお客様も増加しております。

このように、お客様が遺骨を収蔵する選択肢として、墓石及び屋内墓苑を購入する顧客属性の類似性に着目し、一体的な販売を推進するとともに、多様な埋葬ニーズ（樹木葬・永代供養墓・海洋葬など）に対応できるよう強化してまいります。

また、当社は長年にわたって宗教用具関連業界で事業を展開してまいりましたが、事業活動を通して当社が対象とするお客様の価値観やライフスタイルについて、理解を深めてまいりました。このようなお客様を対象に、供養に関わらず様々な領域で、当社の理念や強みに沿った形での新たなビジネスの可能性が内在していると考えており、さらなる研究と検討を継続してまいります。

飲食業界においては、コロナ禍の影響、人材不足の問題、食材価格の高騰に加えて、競争状況が激しいなか、外食業界を取り巻く環境は、依然と厳しい状況が続くものと予想されます。このような環境の中でもお客様に継続して支持いただけるよう季節の行事ごとに、コンセプトに応じた品揃えや販促の実施、Eコマースの開始等の施策により、新規顧客とともにリピート顧客を確保してまいります。また、店内で飲食されたお客様への食材販売の促進やデリバリー・テイクアウトにも対応してまいります。

新型コロナウイルス感染症の収束の目途が見えなく、景気の低迷が懸念されます。このような状況の中、当社は引き続き、感染リスクの低減に努めるとともに、Eコマースをはじめとする非接触または低接触な販売を推進し、業績確保に努めてまいります。

(4) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は2億77百万円であり、その主なものは、新規出店及び既存店舗の改装並びにソフトウェア開発等によるものであります。

(5) 資金調達の状況

当社は当連結会計年度において、新型コロナウイルス感染症の事業への影響に備え、運転資金として短期借入金15億円を調達いたしました。

(6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
	千円	%	
株式会社田ノ実	100,000	100	飲食・食品・雑貨事業

(7) 主要な事業内容（2021年3月31日現在）

当社グループは、当社、子会社1社及び関連会社2社で構成され、主に宗教用具関連事業及び飲食・食品・雑貨事業を行っております。

(8) 主要な事業所（2021年3月31日現在）

① 当社

福岡本社（福岡市博多区）

東京本社（東京都文京区）

商品センター（東京都江東区）

営業店 132店

セグメント	区 分	地 区	都道府県名	店舗数
仏壇・仏具 ・ 墓 石	東日本	関 東	東 京 都	25
			神 奈 川 県	27
			千 葉 県	18
			埼 玉 県	17
			茨 城 県	5
			栃 木 県	2
			群 馬 県	1
			山 梨 県	1
		小 計		96
		東 海	愛 知 県	9
			岐 阜 県	1
			小 計	
		計		106
		西日本		福 岡 県
	大 分 県			3
	佐 賀 県			2
	山 口 県			3
	計		26	
セ グ メ ン ト			計	132
合 計				132

② 子会社

株式会社田ノ実 本社（東京都文京区）

セグメント	区 分	地 区	都道府県名	店舗数
飲食・食品・雑貨			東 京 都	店 1
セ グ メ ン ト			計	1

(ご参考) 新店舗のご紹介

東武池袋店

2020年6月4日、東京都豊島区の「東武百貨店」6階に、「はせがわ 東武池袋店」をオープンしました。



東武船橋店

2020年6月5日、千葉県船橋市の「東武百貨店」7階に、「はせがわ 東武船橋店」をオープンしました。



(9) 企業集団の使用人の状況（2021年3月31日現在）

セグメント区分		使用人数	対前期末比増減
仏 壇 仏 具 墓 石	東 日 本	444名	4名増
	西 日 本	150名	9名増
屋 内 墓 苑		15名	4名減
飲 食 ・ 食 品 ・ 雑 貨		6名	2名減
そ の 他		15名	1名増
全 社 （ 共 通 ）		118名	25名減
計		748名	17名減

(注) 1. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、対前期末比増減については、前期末の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

2. 使用人数は就業員数であり、上記の使用人数には臨時使用人（年間平均雇用人員442名）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
	千円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	707,500
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	667,500
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	390,000

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 18,646,376株 (自己株式322,754株を含む)
 (3) 株主数 17,081名
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
長谷川興産株式会社	3,840	20.95
長谷川裕一	2,143	11.69
株式会社西日本シティ銀行	872	4.76
株式会社福岡銀行	677	3.69
はせがわグループ社員持株会	658	3.59
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社 (信託口)	657	3.58
有限会社法隆	443	2.42
長谷川房生	417	2.28
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	394	2.15
損害保険ジャパン株式会社	315	1.71

- (注) 1. 当社は、自己株式を322,754株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 自己株式には「役員株式給付信託 (BBT)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する株式172,400株は含めておりません。
 3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	10,200株	1名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告26頁「(3) 取締役及び監査役の報酬等」の項目以降に記載しております。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
新 貝 三 四 郎	代表取締役社長	
中 谷 泰 文	常務取締役 商品グループ長 兼 営業企画グループ長	
榎 本 哲 治	取締役 寺社聖石グループ長 兼 店舗開発部担当	
八 田 育 朗	取締役 営業支援グループ長 兼 事業開発部担当	
江 崎 徹	取締役	
茶 木 正 安	社外取締役	
森 山 弘 和	社外取締役	
廣 瀬 稔	常勤社外監査役	
和 田 衛	社外監査役	
中 村 里 佳	社外監査役	

- (注) 1. 専務取締役 砂田 浩孝は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
2. 社外監査役 池田 眞敏は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。
3. 新貝 三四郎は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって取締役に就任いたしました。
4. 八田 育朗は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって取締役に就任いたしました。
5. 中村 里佳は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって監査役に就任いたしました。
6. 2021年1月20日付で代表取締役社長 江崎 徹は代表取締役社長を辞任し、新たに取締役 新貝 三四郎が代表取締役社長に就任いたしました。
7. 取締役 茶木 正安及び森山 弘和は、社外取締役であります。
8. 監査役 廣瀬 稔、和田 衛及び中村 里佳は、社外監査役であります。
9. 監査役 廣瀬 稔は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
10. 監査役 和田 衛は、弁護士の資格を有しております。
11. 監査役 中村 里佳は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務、会計及び税務に関する相当程度の知見を有しております。
12. 当社は、取締役 茶木 正安及び森山 弘和並びに監査役 和田 衛及び中村 里佳を東京証券取引所及び福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

(参考) 当社は、執行役員制度を導入しております。
各執行役員の氏名及び担当は次のとおりであります。

氏 名	担 当
※ 中 谷 泰 文	商品グループ長 兼 営業企画グループ長
※ 榎 本 哲 治	寺社聖石グループ長 兼 店舗開発部担当
※ 八 田 育 朗	営業支援グループ長
齊 藤 徳 雄	事業開発部担当
一 杉 誠	店舗開発部長
田 村 岳 二	営業グループ 聖石推進部長

(注) ※印の執行役員は、取締役兼務者であり、上席執行役員であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役とは会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2019年6月13日開催の取締役会において、役員報酬制度及び役員報酬決定プロセスの導入について決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、当社は2020年6月29日開催の取締役会において、6月13日の取締役会決議を踏まえ当事業年度に係る取締役の個人別報酬等について決議しております。当該取締役会の決議に際しても、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、役員報酬制度及び役員報酬決定プロセスと整合している旨の答申を受けております。

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針等を決議しております。取締役会は、当該決定方針等に定める内容が、2019年6月13日開催の取締役会で決議された役員報酬制度及び役員報酬決定プロセスと整合していることを確認したうえで決議しており、それ故、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が、当該決定方針等に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

イ. 基本方針

当社の取締役の報酬は、業績との連動、株主の皆様との価値共有、業績や企業価値向上に対する意欲喚起を狙いとして定めた役員報酬制度に基づき決定することを基本方針とし、報酬の水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社と比較するとともに、当社の業績水準、従業員の給与水準を考慮したうえで決定し、役位ごとの報酬総額を役員報酬制度に定めます。具体的には、社内取締役の報酬は、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）、業績連動報酬及び株式報酬により構成し、社外取締役（非業務執行取締役）の報酬は、独立した立場から経営の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ基本報酬（固定報酬）のみとします。

ロ. 基本報酬（金銭報酬）に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は固定報酬と評価変動報酬（社外取締役は固定報酬）により構成し、役位別の額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、

A) 取締役の個人別の固定報酬は金銭報酬とし、役員報酬制度に定める役位別の報酬レンジ（下限額と上限額を設定）の範囲内で、職責、知識・経験値等に応じて年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

B) 社内取締役の個人別の評価変動報酬は金銭報酬とし、前年度の個人別の評価を役員報酬制度に定める役位別の評価変動報酬テーブルに当てはめて当年度の報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

ハ. 業績連動報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役に支給する業績連動報酬は、年度ごとの業績向上に対する意識・意欲を高めるための業績指標（親会社株主に帰属する当期純利益）を反映した金銭報酬とし、その額の水準と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、第47期の連結当期純利益（9億38百万円）を基準値とした社内取締役の役位別の業績連動報酬標準額を設定し、当年度の親会社株主に帰属する当期純利益が基準値を上回れば翌年度の役位別業績連動報酬が増加し、下回れば減少する仕組みとします。個人別の業績連動報酬については、役員報酬制度に定める算定方法に基づき、前年度の親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて当年度の役位別業績連動報酬年額（当年7月～翌年6月）を決定し、その額の12分の1に相当する額を当年7月から1年間にわたり毎月定額で支給します。

二. 非金銭報酬等に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の社内取締役に支給する非金銭報酬は、株式報酬制度「株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）」による当社株式（一部金銭）とし、その数と算定方法を役員報酬制度に定めます。具体的には、取締役在任期間において、毎年の株主総会日に、前年の7月1日から当年6月30日までの期間を対象として、役員報酬制度に定める役位別の1事業年度あたりに付与するポイントを付与し、取締役退任時（退任日の翌月25日）に、付与済の累積ポイント数をもとに「1ポイント＝1株」として給付株式数を算出し、給付株式数のうち80%について当社株式を、残りの20%について当社株式の時価相当の金銭を、それぞれ株式給付信託（BBT＝Board Benefit Trust）に基づき設定した信託から給付します。

ホ. 報酬等の割合に関する方針

当社の社内取締役の種類別の報酬割合については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場会社の報酬水準を踏まえたうえで、上位の役位ほど基本報酬の固定報酬のウェイトが低くなる（報酬の変動幅が高まる）構成とします。具体的には、基本報酬のうちの評価変動報酬は個人別評価が標準の場合であり、業績連動報酬は会社業績が基準値（親会社株主に帰属する当期純利益が9億38百万円）の場合であり、株式報酬は当社株式の株価が487円（株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入時の株価）の場合の役位ごとの種類別の報酬割合を次のとおり役員報酬制度に定めます。

〔取締役の種類別の報酬割合〕

役 位		金銭報酬		非金銭報酬	
		基本報酬		業績連動報酬	株式報酬
		固定報酬	評価変動報酬		
社内取締役	取締役社長	60.0%	11.0%	20.0%	9.0%
	取締役副社長	61.8%	9.4%	20.0%	8.8%
	専務取締役	63.5%	7.9%	20.0%	8.6%
	常務取締役	65.6%	6.7%	20.0%	7.7%
	取締役	69.0%	5.5%	20.0%	5.5%
社外取締役		100.0%	—	—	—

なお、当社の社内取締役の報酬は、個人別評価と会社業績に応じて、毎年度個人別の評価変動報酬額と業績連動報酬額が変動し、その結果、種類別の報酬割合が変化する仕組みであるため、毎年度個人別に種類別の報酬割合を決定することはせずに、役員報酬制度に基づき、毎年度、役位と評価、会社業績に応じて個人別に種類別の報酬額を決定します。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬額については、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定することとし、その決定の全部または一部を取締役その他第三者に委託せず、その決定のプロセスは次のとおりとします。

- 取締役会において、代表取締役が取締役の個人別の報酬額の設定案（以下、「報酬諮問案」という。）を立案し報酬諮問委員会への諮問を実施することについて決議します。
- 報酬諮問委員会において、代表取締役から提示された報酬諮問案について、役員報酬制度に照らして適正に算定・策定されているか否かを含めてその相当性・妥当性を審議し、報酬諮問案について同意または不同意を決議します。

- C) 報酬諮問委員会から取締役会に対し、報酬諮問案への同意または不同意の答申書を提出します。
- D) 報酬諮問委員会から同意の答申書が提出された場合には、取締役会で報酬諮問案を決議します。
- E) 報酬諮問委員会から不同意の答申書が提出された場合は、再度、代表取締役が報酬諮問案を立案したうえで、「B」以降のプロセスを実施します。

ト. 非金銭報酬に係る不支給に関する事項

当社の社内取締役を支給する非金銭報酬（株式報酬）は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- A) 取締役在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合
- B) 取締役在任中に会社に損害が及ぶような不適切行為等を行った場合

③ 監査役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針

イ. 基本方針

当社の監査役の報酬は、社内、社外に関わらず、独立した立場から取締役の職務執行の監督機能を担うことが役割であることを踏まえ、基本報酬（固定報酬・評価変動報酬）のみとし、業績により変動する報酬は設定しません。なお、常勤監査役の報酬水準については、外部コンサルティング会社の調査データに基づき同程度の規模の上場企業と比較を行なったうえで設定します。

ロ. 報酬等の決定方法

当社の監査役会は、会社法の規定に基づき株主総会の決議及び役員報酬制度の定める範囲内において、監査役の協議によって報酬額を決定します。

④ 退職慰労金に関する事項

当社の社内取締役及び常勤監査役を支給する退職慰労金については、2017年5月12日開催の取締役会で、第51期定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議し、同年6月20日開催の第51期定時株主総会において、当該総会日までの在任中の功労に対し打切り支給する旨を決議しております。具体的には、退職慰労金の支給対象者は2017年6月20日以前から社内取締役又は常勤監査役の任にある者、支給額の算定対象期間は2017年6月20日までの間の社内取締役在任期間又は常勤監査役在任期間であり、役員退職慰労金支給規程に基づき算定した額を、対象となる社内取締役又は常勤監査役の退任時（退任日の翌月中）に金銭にて支給します。なお、退職慰労金は、以下の事由に該当する場合には、委員の過半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決議することにより、その全部または一部について支給しないことができます。

- イ. 退職に当たり所定の手続き及び事務処理をなさず、業務の運営に支障をきたしたとき
- ロ. 業績不振の要因を残し又は当社の信用を傷つけ及び在任中に知り得た当社の機密を洩らすなどの背信行為によって、当社に損害を与えるおそれのあるとき
- ハ. 在任中に不都合な行為があり、役員を解任されたとき
- 二. 前各号に準ずる行為があり、減額又は不支給を適当と認めたとき

⑤ 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		業績連動 報酬	非金銭 報酬	
		固定報酬	評価変動 報酬			
取締役	89,306	76,878	1,741	1,251	9,435	8
（うち社外取締役）	（8,730）	（8,730）	（－）	（－）	（－）	（2）
監査役	26,900	23,200	3,700	（－）	（－）	4
（うち社外監査役）	（26,900）	（23,200）	（3,700）	（－）	（－）	（4）
合計	116,206	100,078	5,441	1,251	9,435	12
（うち社外役員）	（35,630）	（31,930）	（3,700）	（－）	（－）	（6）

(注) 1. 上表には、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会終結の時をもって退任した社内取締役1名及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。

2. 取締役の基本報酬(固定報酬・評価変動報酬)については、前事業年度の業績結果に対する経営責任を明確にするため、2020年7月から2021年6月の12ヵ月間にわたり減額することとしております。当事業年度においては2020年7月から2021年3月の9ヵ月間にわたり減額しており、職位別の減額割合は次のとおりです。

代表取締役社長 50%減額

常務取締役 30%減額

取締役 22%減額

なお、社外取締役についても基本報酬の一部を減額しております。

3. 業績連動報酬にかかる業績指標は親会社株主に帰属する当期純利益であり、当該指標を選択した理由及び報酬額を算定する仕組みは「② ハ. 業績連動報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。当期の親会社株主に帰属する当期純利益に基づき翌期の業績連動報酬を算定する仕組みであるため、上表の業績連動報酬に対応する実績は前期の実績であり、前期は親会社株主に帰属する当期純損失11億14百万円であったため、2020年7月から2021年3月の業績連動報酬は不支給であります。

4. 非金銭報酬の内容は株式報酬制度「株式給付信託(BBT=Board Benefit Trust)」による当社株式(一部金銭)であり、その内容は「② ニ. 非金銭報酬等に関する方針」に記載のとおりであります。上表に記載している報酬額は、在任社内取締役に對し当事業年度に付与するポイントを「1ポイント=1株」として算出した株式数を金銭に換算した金額であります。

なお、当事業年度において退任した社内取締役1名に給付した当社株式は12,882株(うち10,200株を株式で給付。残りの2,682株を時価換算による金銭で給付。)であります。

5. 上記のほか、当事業年度に退任した取締役1名に対し業績連動報酬等と非金銭報酬等以外の報酬等である退職慰労金の功労加算額340千円を支給しております。

⑥ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の金銭報酬の額は、2013年6月20日開催の第47期定時株主総会において年額400,000千円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。また、当該金銭報酬とは別枠で、2017年6月20日開催の第51期定時株主総会において、株式報酬制度「株式給付信託（BBT=Board Benefit Trust）」の導入を決議しており、その決議の中で、1事業年度あたりに付与するポイント数の上限を80,000ポイント（社外取締役は付与対象外。）、当初対象期間及びその後のそれぞれの対象期間（いずれも5事業年度）において、当該株式報酬制度に基づき設定する信託を通じて取得される当社株式の上限を400,000株と定めております。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。なお、定款で定める取締役の員数は11名以内でございます。

当社監査役の金銭報酬の額は、1994年6月29日開催の第28期定時株主総会において年額35,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。なお、定款で定める監査役の員数は5名以内でございます。

⑦ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等（当社を除く）から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係
該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

イ. 取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会		監査役会	
	出席状況	出席率	出席状況	出席率
	回	%	回	%
取締役 茶 木 正 安	16/16	100	—	—
取締役 森 山 弘 和	15/16	94	—	—
監査役 廣 瀬 稔	16/16	100	13/13	100
監査役 和 田 衛	15/16	94	12/13	92
監査役 中 村 里 佳	13/13	100	10/10	100

(注) 1. 上表の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

2. 監査役 中村 里佳は、2020年6月29日開催の第54期定時株主総会において新たに選任されたため、取締役会及び監査役会の出席回数/開催回数が他の監査役とは異なります。

ロ. 社外取締役の取締役会における発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行なった職務の概要

取締役 茶木 正安は金融面での豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に金融面について専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

取締役 森山 弘和は経営コンサルティングを通しての豊かな知見に基づく企業経営の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に経営コンサルティングについて専門的な立場から監督、助言等を行なうなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度に開催された委員会11回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。

ハ. 社外監査役の取締役会及び監査役会における発言状況

監査役 廣瀬 稔は主として公認会計士としての専門的見地から、監査役 和田 衛は主として弁護士としての専門的見地から、監査役 中村 里佳は主として公認会計士及び税理士としての専門的見地から、適宜発言を行なっております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 報酬等の額

区 分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	34,500千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36,500千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できませんので、「当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額」には、これらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、収益認識基準の導入に係る助言、指導業務を委託いたしました。その報酬等の額は2,000千円であり、上記「(2) 報酬等の額」の「当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額」に含まれております。

(4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部門及び会計監査人から必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠並びに当事業年度の会計監査人の監査計画の内容及び報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項及び第2項の同意を行なっております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

(6) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はありません。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

株主の皆様に対する利益還元が経営の重要施策の一つであるとの認識に立ち、長期にわたる安定した配当を基本とし、内部留保金や業績等も勘案して配当を行なうこととしております。しかしながら、2020年3月期の期末配当につきましては、業績及び新型コロナウイルス感染症拡大が2021年3月期業績に与える影響を客観的に見積もることができない状況には至っていなかったため、無配といたしました。また、当期の中間配当につきましても、依然として新型コロナウイルス感染症の感染拡大が業績に与える影響が不確定であり、財務体質の強化を図ることが最重要事項であると考え、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます。

なお、内部留保金については、店舗の出店・移転、霊園・墓所の確保等、事業の拡大や基盤強化のために効果的に投資してまいります。

当期の期末配当予想につきましては、前述のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が業績に与える影響が不確定であったことから未定としておりましたが、当期の業績や財務状況等を総合的に勘案した結果、株主の皆様に対し利益還元を行なうべきであるとの結論に至り、1株当たり2円の期末配当を実施することを2021年5月19日の当社取締役会にて決議する予定であります。今後も、経営の安全性確保及び成長分野への投資実行のために財務体質を強化しつつ、継続的な利益還元を実施できるように、慎重な検討を行なってまいります。

従いまして、中間配当は0円（無配）だったため、年間配当金は2円となります。

また、次期の配当については、中間配当金1株当たり2円50銭、期末配当金1株当たり2円50銭とし、年間配当金は1株当たり5円とする予定であります。

（本事業報告に記載の金額は、表示単位未満を切捨てて表示しております。）

当社は、お客様をはじめとする様々なステークホルダーの方々の立場に配慮し、共に発展できる関係を構築していきつつ持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、「経営理念体系」を策定して企業倫理を明確にし、事業活動の最前線まで浸透を図るとともに、迅速な経営判断のもと機動的な業務執行を行なうための経営管理機構を構築し、経営の健全性を担保するための経営監督機能を整備することで、経営の効率化と透明性の確保に努めてまいります。

なお、第56期（2022年3月期）のコーポレート・ガバナンス体制図は、次のとおりであります。



(ご参考) 主要な会議体について

取締役会	構成	全ての取締役7名（うち2名は社外取締役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	業務執行の意思決定を行なうとともに、取締役の職務の執行の監督を行なっております。また、取締役会には全ての監査役が出席し、取締役の職務の執行を監査するとともに必要に応じて意見を述べております。
監査役会	構成	全ての監査役3名（全て社外監査役、うち1名は常勤監査役）で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行ない、または決議をすることを目的としております。
経営会議	構成	常勤の取締役5名及び執行役員3名の合計8名で構成されております。
	開催頻度	原則として毎月1回開催するほか、必要に応じて開催しております。
	目的	取締役会が承認した経営方針及び経営計画の業務執行を統括・牽引し、関連する事項の審議及び決定を行なうことを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、意見を述べております。
独立社外取締役会	構成	全ての独立社外取締役2名で構成されております。
	開催頻度	定期的に開催しております。
	目的	独立社外取締役が取締役会における議論に積極的に貢献するために必要な情報交換及び認識共有をすることを目的としております。また、各監査役が必要に応じて出席し、独立社外取締役との情報交換及び意見交換等の連携を行なっております。
指名諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	代表取締役、取締役、執行役員等の指名に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の選解任、最高経営責任者の後継者計画等について審議し、その結果を取締役会に答申しております。
報酬諮問委員会	構成	代表取締役社長及び独立社外取締役2名の合計3名で構成されております。
	開催頻度	適宜開催しております。
	目的	取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性の確保と説明責任の強化を図ることを目的としております。取締役会の諮問に基づき取締役及び執行役員の個人別報酬等の決定に関する方針、個人別報酬等の内容について審議し、その結果を取締役会に答申しております。

連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,472,526	流 動 負 債	5,563,550
現金 及 び 預 金	3,640,989	買 掛 金	523,945
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	824,679	短 期 借 入 金	1,120,000
商 品	2,834,083	リ ー ス 債 務	87,991
そ の 他	172,774	未 払 金	559,167
固 定 資 産	10,271,354	未 払 法 人 税 等	255,793
有 形 固 定 資 産	2,056,974	賞 与 引 当 金	296,000
建 物 及 び 構 築 物	436,672	資 産 除 去 債 務	5,926
造 作 物	440,530	そ の 他	2,714,726
土 地	682,189	固 定 負 債	2,962,683
リ ー ス 資 産	208,687	長 期 借 入 金	2,265,000
そ の 他	288,895	リ ー ス 債 務	203,585
無 形 固 定 資 産	123,628	役 員 株 式 給 付 引 当 金	26,167
投 資 そ の 他 の 資 産	8,090,751	退 職 給 付 に 係 る 負 債	41,983
投 資 有 価 証 券	399,353	資 産 除 去 債 務	344,523
繰 延 税 金 資 産	286,250	そ の 他	81,423
退 職 給 付 に 係 る 資 産	373,782	負 債 合 計	8,526,234
営 業 保 証 金	4,072,449	(純 資 産 の 部)	
販 売 保 証 金	2,010,485	株 主 資 本	9,130,943
差 入 保 証 金	1,264,221	資 本 金	4,037,640
そ の 他	223,067	資 本 剰 余 金	1,583,350
貸 倒 引 当 金	△538,857	利 益 剰 余 金	3,700,399
資 産 合 計	17,743,880	自 己 株 式	△190,445
		その他の包括利益累計額合計	86,702
		その他有価証券評価差額金	86,702
		純 資 産 合 計	9,217,646
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,743,880

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,838,751
売 上 原 価		6,334,876
売 上 総 利 益		11,503,875
販売費及び一般管理費		10,425,535
営 業 利 益		1,078,340
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	937	
受 取 配 当 金	13,011	
移 動 運 搬 収 入	18,801	
営 業 保 証 金 回 収 差 益	4,253	
受 取 移 転 補 償 金	29,826	
そ の 他	28,137	94,968
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,132	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	7,394	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,303	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,030	
固 定 資 産 除 却 損	5,006	
そ の 他	4,678	85,545
経 常 利 益		1,087,763
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,906	
新 株 予 約 権 戻 入 益	10,100	
新型コロナウイルス感染症に よる雇用調整助成金等	202,122	215,128
特 別 損 失		
減 損 損 失	93,141	
システム開発中止に伴う損失	405,331	
新型コロナウイルス感染症に よる 損 失	315,152	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	900	814,524
税金等調整前当期純利益		488,367
法人税、住民税及び事業税	70,223	
法 人 税 等 調 整 額	202,582	272,806
当 期 純 利 益		215,560
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		215,560

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位 千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,430,856	流 動 負 債	5,552,452
現 金 及 び 預 金	3,610,073	買 掛 金	518,405
受 取 手 形	2,888	1年以内返済予定の長期借入金	1,120,000
売 掛 金	820,321	リ ー ス 債 務	87,207
商 品	2,827,205	未 払 金	556,531
前 渡 金	3,005	未 払 費 用	666,257
前 払 費 用	155,495	未 払 法 人 税 等	255,343
そ の 他	11,865	未 払 消 費 税 等	573,101
固 定 資 産	10,291,004	前 受 金	867,845
有 形 固 定 資 産	2,056,974	預 り 金	605,833
建 物	365,385	賞 与 引 当 金	296,000
造 作	440,530	資 産 除 去 債 務	5,926
構 築 物	71,287	固 定 負 債	2,960,026
機 械 及 び 装 置	7,988	長 期 借 入 金	2,265,000
什 器 備 品	280,906	リ ー ス 債 務	200,928
土 地	682,189	役 員 株 式 給 付 引 当 金	26,167
リ ー ス 資 産	208,687	退 職 給 付 引 当 金	41,983
無 形 固 定 資 産	123,628	資 産 除 去 債 務	344,523
ソ フ ト ウ ェ ア	37,464	そ の 他	81,423
リ ー ス 資 産	53,710	負 債 合 計	8,512,479
電 話 加 入 権	32,454	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	8,110,401	株 主 資 本	9,122,677
投 資 有 価 証 券	362,774	資 本 金	4,037,640
関 係 会 社 株 式	56,537	資 本 剰 余 金	1,583,350
関 係 会 社 出 資 金	5,222	資 本 準 備 金	1,100,813
長 期 貸 付 金	16,937	そ の 他 資 本 剰 余 金	482,536
長 期 前 払 費 用	139,352	利 益 剰 余 金	3,692,133
前 払 年 金 費 用	373,782	そ の 他 利 益 剰 余 金	3,692,133
繰 延 税 金 資 産	286,250	買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	229
営 業 保 証 金	4,072,449	繰 越 利 益 剰 余 金	3,691,903
販 売 保 証 金	2,010,485	自 己 株 式	△190,445
差 入 保 証 金	1,263,921	評 価 ・ 換 算 差 額 等	86,702
そ の 他	61,544	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	86,702
貸 倒 引 当 金	△538,857	純 資 産 合 計	9,209,380
資 産 合 計	17,721,860	負 債 及 び 純 資 産 合 計	17,721,860

損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位 千円)

科 目	金 額	
売 上 高		17,787,855
売 上 原 価		6,305,752
売 上 総 利 益		11,482,103
販売費及び一般管理費		10,359,044
営 業 利 益		1,123,058
営 業 外 収 益		
受取利息及び受取配当金	13,949	
移 動 運 搬 収 入	18,801	
営 業 保 証 金 回 収 差 益	4,253	
受 取 移 転 補 償 金	29,826	
そ の 他	28,738	95,568
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,055	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	31,303	
店 舗 閉 鎖 損 失	9,030	
固 定 資 産 除 却 損	5,006	
そ の 他	4,678	78,073
経 常 利 益		1,140,553
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	2,906	
新 株 予 約 権 戻 入 益	10,100	
新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金等	198,051	211,057
特 別 損 失		
減 損 損 失	53,624	
システム開発中止に伴う損失	405,331	
新型コロナウイルス感染症による損 失	312,437	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	900	
子 会 社 株 式 評 価 損	171,774	944,068
税 引 前 当 期 純 利 益		407,543
法人税、住民税及び事業税	69,773	
法 人 税 等 調 整 額	202,582	272,356
当 期 純 利 益		135,186

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月15日

株式会社はせがわ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社はせがわの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はせがわ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月15日

株式会社はせがわ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
福岡事務所
指定有限責任社員 公認会計士 池 田 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 下 平 雅 和 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社はせがわの2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第55期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、監査役会を毎月定期的に開催し、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、非常勤社外取締役とも会合を持ち、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し適宜質問し意見も述べ、取締役及び使用人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査し、代表取締役とも定期的に意見交換をいたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）については、財務報告の適正を確保するための内部統制を含め、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から日本公認会計士協会の品質管理レビュー及び公認会計士・監査審査会の検査結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、会計監査人の評価・選定に係る相当性を検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月18日

株式会社 はせがわ 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 廣 瀬 稔 ㊞

社外監査役 和 田 衛 ㊞

社外監査役 中 村 里 佳 ㊞

以 上

トピックス

次代の担い手のために、東京藝術大学「お仏壇のはせがわ賞」

文化財修復に携わる技術者が少なくなる中、文化財保存の優れた担い手を育成することは欠かせない社会的活動であると、当社では考えています。そこで文化財保存を担う技術者育成の支援として、2007年3月から毎年、東京藝術大学大学院美術研究科 文化財保存学専攻修士課程の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞」を、博士後期課程修了作品の最優秀作品に「お仏壇のはせがわ賞特別賞」を授与しております。

本年の受賞作品をご紹介します。



お仏壇のはせがわ賞 受賞作品
保存修復彫刻研究室 修士課程 安井 晴江 氏
「大阪府浄念寺 木造不動明王立像 模刻制作」



お仏壇のはせがわ賞特別賞 受賞作品
保存修復彫刻研究室 博士後期課程 李 品誼 氏
「山形県本山慈恩寺 釈迦如来坐像及び諸尊像 模刻制作」

お仏壇のはせがわオンラインショップのご紹介



スマートフォンの普及と共に、小売市場全体の中でEコマースの占める割合は年々増加しています。特に、コロナ禍で外へ出での買い物を控えるようになった昨年から、これまでEコマースに不安を感じていた方の利用も増え、Eコマースは外せない市場となりました。

当社も世の中の変化に対応し、現在はオンラインショップを「楽天市場」「Amazon」「PayPayモール」に出店しています。オンラインショップも実店舗と同じようにお買い物ができるよう、お仏壇・お位牌・お神棚をはじめ、季節の雑貨など豊富に取り揃えております。また、操作方法や商品の仕様についてのご質問はもちろん、お仏事に関するご相談も電話とメールで承っております。

Eコマースを普段からご利用される方も、あまり馴染みのない方も、ぜひ「お仏壇のはせがわオンラインショップ」にご来店ください。



楽天市場店



PayPayモール店



Amazon店



<<必ずご一読ください>> 新型コロナウイルス感染症への対応について

【本定時株主総会へのご出席について】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主様の安全を最優先に、可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面による事前の議決権の行使をお願い申し上げます。

【本定時株主総会当日の感染拡大防止策について】

本定時株主総会におきましては、当社の役員及び係員はマスクを着用させていただき、その他感染拡大防止に必要な対策（議長演台への飛沫防止パネルの設置や会場内の換気等）を実施いたします。

ご出席の株主様との接触感染リスク低減のため、お土産のご用意はございません。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

また、当日ご出席の株主様には会場入り口での検温及び手指のアルコール消毒にご協力いただくほか、以下の感染拡大防止策を実施させていただくことがございますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

- ・咳や発熱等の症状がある株主様の入場をお断りすることや退場を命じることがあります。
- ・株主様同士の間隔を十分に確保するため、入場の制限をかけさせていただくことがあります。
- ・報告事項の報告及び議案の説明の省略並びに質問の制限等、株主総会の時間を短縮することがあります。

【その他本定時株主総会の運営に大きな変更が生じる場合】

本定時株主総会開催時点における施設使用制限等の影響で会場予定地が変更になるなど、運営に大きな変更が生じる場合は当社ウェブサイトにてご案内いたしますので、当日ご出席される株主様はあらかじめ当社ウェブサイトをご確認いただきますようお願い申し上げます。（<https://corp.hasegawa.jp/ir/>）

メモ欄

Handwriting practice area with 18 horizontal dashed lines.



第55期定時株主総会 会場ご案内図

ホテルオークラ福岡 4階 平安の間Ⅲ

福岡市博多区下川端町3番2号 TEL. (092) 262-1111



交通のご案内

JR博多駅 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用
「中洲川端駅」直結 ……>所要時間約**5分**
 (川端口改札を出て6番出口)
- ▶ タクシーをご利用 ……>所要時間約**10分**

福岡空港 からお越しの場合

- ▶ 地下鉄をご利用
「中洲川端駅」直結 ……>所要時間約**10分**
 (川端口改札を出て6番出口)
- ▶ タクシーをご利用 ……>所要時間約**20分**

西鉄福岡（天神）駅 からお越しの場合

- ▶ 徒歩 ……>所要時間約**15分**

